

令和5年6月6日

保護者 様

総社市教育委員会 教育長 久山 延司  
総社市立総社西中学校 校長 浅海 直哉

### タブレット端末の持ち帰りについて

深緑の候、保護者の皆様におかれましては、御健勝のことと拝察いたします。

さて、標記の件につきまして、令和5年7月から小学校3年生以上の学年で毎日の端末の持ち帰りを行います。

つきましては、「総社市学習用端末の持ち帰りのルール」を御確認の上、端末を活用した家庭学習への御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

### 記

- 1 実施期間 令和5年7月3日(月)から
- 2 対 象 1年～3年 全生徒
- 3 提出物 家庭にインターネット環境が無く、モバイルWi-Fiルータの貸与を希望される場合は、「モバイルWi-Fiルータ貸与申請書」に必要事項を記入の上、6月14日(水)までに学校へ提出してください。(市内小中学校に複数のお子さんがおられる場合、年長のお子さんのみ提出してください。また、数に限りがありますので、インターネット環境が整っていない家庭のみが対象となります。)
- 4 通 信 費 インターネット環境がない家庭には総社市からルータを貸与することは可能ですが、通信契約及び通信費の負担は、御家庭で行っていただくようになります。通信費の補助について、生活保護受給世帯については総社市役所福祉課に御問い合わせください。
- 5 そ の 他
  - ・別紙「総社市学習用端末の持ち帰りのルール」について学校でも指導していますので、御家庭でもお子様と一緒に御確認いただき、ルールを守って活用できるようにお願いいたします。
  - ・学校のタブレット端末の持ち帰りについては、以前に御提出いただいている同意書が適用されます。
  - ・端末を持ち帰った際の充電は、学校で使用している充電器を貸与いたしますので、各家庭でお願いします。また、充電に係る電気代は、各家庭の負担となりますので、御了承ください。
  - ・学校の端末を持ち帰らず、家庭のパソコン等を活用したい場合は、学校へ御連絡ください。
  - ・年度末には端末、充電器、ルータを回収し、数の点検や年度更新を行いますので、御了承ください。